

犬や猫の正しい飼い方

私たちの最も身近なペットとして親しまれている犬や猫。しかし、飼い方次第では、近所間でトラブルが発生することも少なくありません。飼い方を誤って、かわいいペットを不幸な立場に陥れてしまわないためにも、正しい飼い方をしているか改めて見直してみしましょう。

犬の飼い方 マナーを守り、まわりに迷惑をかけないようにしましょう

☆絶対に放し飼いにはせず、散歩のときも必ず引き綱をつけ

ましょう。朝や晩に「運動のために」と放すこともやめましょう。

☆ふんは、飼い主が責任を持って始末しましょう。散歩のときはビニール袋などを用意しましょう。

●犬の登録制度

犬を飼い始めた場合『狂犬病予防法』という法律に基づき市町村への登録と年1回の狂犬病予防注射が必要です。

登録方法は、市が実施する集団予防注射や市内の動物病院で狂犬病予防注射を受けた際に同時登録できます。

これからペットを飼う方へ

犬や猫などのペットが健康で寿命いっぱい生きられるようにすることが飼い主の最大の役目です。

途中でいやになって捨てることのないよう「責任」と「愛情」を持って、最後まで面倒を見る覚悟が必要です。

飼う前に、ご自身やご家族の意思をもう一度確認してみましょう。



◆問い合わせ先
谷和原庁舎生活環境課
☎ 58-2111 (内線8137)
茨城県動物指導センター
☎ 0296-72-1200

※市外の動物病院で予防注射を受けた際は、動物病院が発行する「狂犬病予防接種証明書」を持って生活環境課で手続きしてください。

●こんな場合には届け出を

- ① 犬を飼ったとき
- ② 犬が死亡したとき
- ③ 犬の所在地が変わったとき
- ④ 飼い主が変わったとき
- ⑤ 飼い主の住所が変わったとき

●「鑑札」は公的な「迷子札」

野良犬や迷子犬が保護される理由は、「鑑札（犬の注射票・登録票）」を着けていない犬を抑留しなければならぬ」と、狂犬病予防法に定められているためです。

鑑札がなく、飼養管理期間を過ぎても飼い主が現れない場合は、一部を除き致死処分されてしまいます。

鑑札がついていれば、その番号から飼い主がわかり、犬たちは元の家に帰ることが出来ます。公的な「迷子札」の役割を

猫の飼い方

- 犬が迷子になってしまったら近所をよく探しましょう。
- 動物指導センターや市役所、警察署に問い合わせましょう。

つないでおけない分、ほったらかしにしないよう心がけを

猫には、けい留（つないでおくこと）の義務や登録制度がありません。それだけに好きな所に行き、飼い主の知らない所でまわりに迷惑をかけてしまう場合があります。なるべく家の中で飼うなど、猫をほったらかしにしないよう心がけましょう。

●猫を飼うときの注意点

- ① 餌は十分に与えましょう。
- ② ごみあさりを防ぐために排泄のしつけをしましょう。
- ③ 避妊・去勢手術をしましょう。
- ④ 首輪やリボンをしましょう。
- 野良猫を増やさないように野良猫には餌を与えないでください。野良猫に餌を与えるとその周辺でどんどん繁殖し、近隣の皆さんに大変迷惑をかけることとなります。
- 餌を与えるのなら、飼う決心をしましょう。

探しています！ “オカモノアラガイ”

「オカモノアラガイ」は、殻の長さが1～1.5cmほどの陸生巻貝で、関東から北海道に分布しています。キク科のほか、ラン科、マメ科などの植物の害虫として知られ、群馬県や長野県などでは野菜の表面を削って食べたり、野菜に粘液をつけるなど、一部農作物に被害が出ています。

ここ数年、茨城県内でも小貝川沿いの畑地や草地などに大量発生し、農作物に影響が出ています。

現在、「ミュージアムパーク茨城県自然博物館」では、茨城県内の生息調査を行っています。

もし、オカモノアラガイを確認した場合は、下記までご連絡ください。

<連絡先>
ミュージアムパーク
茨城県自然博物館
☎0297-38-2000
FAX0297-38-1999



オカモノアラガイ